

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付す。

令和元年9月18日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 森 卓生

1 業務概要

- (1) 業務の名称 令和元年度岐阜飛行場周辺の移転措置事業に係る建物等調査業務
- (2) 業務場所
ア 岐阜県各務原市那加門前町地内
イ 岐阜県各務原市那加桜町地内
ウ 岐阜県各務原市那加楠町地内
- (3) 業務内容 岐阜飛行場周辺地区において、建物等調査業務を行うものである。
建物等調査
(ア) 岐阜県各務原市那加門前町地内 木造住宅等 3戸
延床面積417.55㎡
(イ) 岐阜県各務原市那加桜町地内 倉庫等 2棟
延床面積87.79㎡
(ウ) 岐阜県各務原市那加楠町地内 木造住宅等 7戸
延床面積453.36㎡
- (4) 履行期限 令和2年1月10日
- (5) 本業務は、資料提出及び入札等を紙入札方式により行う業務である。
- (6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は令和1・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」の「調査・研究」で「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域に競争参加資格を有する者で、東海防衛支局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2

25号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。)

- (3) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日付建設省告示第1341号）に基づく物件部門の登録業者であること。
- (4) 管理技術者及び作業班長は、実務について十分な技術と経験を有する補償業務管理士（物件部門）を建物等調査業務にそれぞれ配置できること。
- (5) 東海防衛支局の管轄区域（愛知県、岐阜県及び三重県）内に補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日付建設省告示第1341号）による補償コンサルタント業者の登録を受けている本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) ア 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、全省庁統一資格に係る各調達機関の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等という。以下同じ。）から、取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ 申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長及び東海防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (8) 次に示す同種業務について、元請けとして平成21年4月1日から入札公告日までに完成又は引渡しが完了した国内における業務の実績を有すること。

・同種業務：物件部門の補償費算定業務

ただし、防衛省の実績が平成21年4月1日以降（平成17年4月1日以降の国債で元請けとして平成21年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を含む）に契約した（防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。）業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

- (9) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(10) 次の基準をすべて満たす配置予定管理技術者を配置できること。

ア 物件部門の補償算定業務は、補償業務管理士（物件部門）の資格を有し、登録証明書の交付を受けている者であること。

イ 平成21年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、(8)に示す同種業務における経験の有する。

なお、当該経験が防衛省の経験にあつては、(8)のただし書きによるものとする。

ウ 令和元年9月18日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和元年9月18日現在の手持ち業務に東海防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

エ 入札公告日の時点で申請者と恒常的かつ直接的な雇用関係があるものとする。

(11) 暴力団関係業者の排除

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
東海防衛支局 会計課 契約係
TEL 052-952-8233
FAX 052-952-8232

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和元年9月18日（水）から同年10月16日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

- イ 交付場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 交付方法 窓口において、紙媒体（印刷物）による貸与とする。
- エ 返却方法 開札日時の前日正午（行政機関の休日を除く）までに持参又は郵送（書類郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵便等」という。）により返却するものとする。（郵便等による場合は、期限日時内必着とする。）
なお、返却がない場合は、競争参加できないものとする。

オ その他 交付に当たっては、上記2の(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者、又は申請書の提出期間内に当該資格の取得見込者を対象とする。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ア 提出期間 令和元年9月19日（木）から令和元年10月1日（火）まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前9時から午後5時までとする（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は正午までとする。

- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵便等する。（郵便等による場合は、期限日時内必着とする。）
- エ 条 件 申請書の提出は、3の(2)のアの入札説明書の交付を受けた者に限る。

(4) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

- ア 提出期間 令和元年10月17日（木）から令和元年10月18日（金）（行政機関の休日を除く）の毎日、午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は正午までとする。

- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵便等（期限日時内必着）によること。
なお、期限日時を経過したものは、競争参加できないものとする。
なお、郵便等による入札については、1回目入札のみを有効とし、再度入札に参加できないものとする。

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和元年10月30日（水）午前10時00分
- イ 場 所 東海防衛支局 7F 入札室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行桜通代理店（三菱UFJ銀行名古屋営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東海防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東海防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 入札説明書等を受け取らない者の入札参加は認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 手続における交渉の有無 無
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は入札説明書による。